

建築設計標準(追補版)素案に対するご意見及び追加意見への対応(案)

第3回検討会資料

□ : 既存に記述済 □ : ご意見の通りそのまま □ : 追加記述、再

委員のご意見及び追加意見(概要)		資料1-1	資料1-3	対 応 (案)	
1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方に関するご意見					
1	(1)	「発達障害者は、年齢や障害の特性により多様な状態像をしめす為、合理的配慮の視点に基づく対応や基礎的な環境整備が必要である。」と記述してはどうか	—	p.2 p.6	資料1-3 p.2「発達障害者は、年齢や障害の特性により多様な状態像を示し、また置かれた環境により目に見える症状は異なる。」と記述を追加した。 資料1-3 p.6現設計標準にある「障害者差別解消法」の解説を追加し、内閣府のリーフレットにおいて示されている、「合理的配慮の具体例」を紹介することとした。
2	(1)	人的配置やソフト面の対応については、文科省の合理的配慮の事例等が参考になる。(発達障害者教育情報センター等のHP)	—	—	—
3	(1)	「建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて、地域住民の意見を聞き、参画を求め…」に「障害者団体の意見も聞く必要がある。」と加えてはどうか。	—	p.2	「建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて、地域住民、 <u>高齢者、障害者等</u> の意見を十分に聴き、参画を求め…」と下線部の記述を修正した。
4	(1)	視覚障害者がホテルや旅館を利用するにはハード面での配慮の他、人によるソフト面での配慮が欠かせないため、外国人従業員も含めて、職員の教育も充実していただきたい。	—	p.4 p.10	資料1-3 p.4「移動等円滑化の促進に関する基本方針(一部抜粋)」の「2. 利用者支援」「4. 職員等関係者に対する適切な教育訓練」のソフト面の適切な対応の必要性に関する部分を追加した。 また、資料1-3 p.10「整備の方針を固めていく上で重要な点は、ホテル又は旅館の建築主・施設管理者、従業員(職員)等(以下「建築主等」)の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー化に対する理解、ニーズの異なる利用者への適切な対応を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。」と既に記述している。
1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント					
5	(2)②	車椅子使用者に納得いただける寸法の最小・最大の幅設定について、実際のホテルで一緒に検証し、おさえていくことが方向性として考えられる。	—	p.9	「計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ(実物大の模型・試作)や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。」と既に記述している。
6	(2)②	車椅子使用者の使用実態と齟齬が生じている寸法の捉え方に関しては、実証実験等を実際に行い検証するべき。	—	—	—
7	(2)②	「意見聴取は、意見を設計に～障害特性に合わせた方法で行うよう配慮する。」に「手話通訳、要約筆記」加えるべき。	—	p.9	「意見聴取の際には、障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字、筆談・ <u>手話通訳・要約筆記</u> を行う、わかりやすい表現に置き換える等、障害特性に合わせた方法で行うよう配慮する。」と下線部の記述を追加した。
8	(2)④	接遇マニュアルを基にしたスタッフ研修を実施するとよい。	—	p.10	「高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップや <u>スタッフ研修</u> を通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも必要である。」と下線部の記述を追加した。

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対応(案)
9	(2)④	発達障害者は水遊びをしてしまったため、水量の少量化や連続使用の制限調節等がある、管に物を詰まらせやすいので障害物撤去しやすい設計であるとよい。 前方に体を持たれかけやすい前方ボードの設置、閉じこもりや低温火傷の対策として離座センサーの設置があるとよい。	—	p.10	ホテル・旅館における建築設計標準において、発達障害、知的障害、精神障害のある方へのご理解と対応を配慮すべく、「発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック(国土交通省総合政策局安心生活政策課)」を紹介し、留意点として追加した。これは、公共交通機関、公共施設、商業施設などの建築物、公園や駐車場などで利用者に接する方々が、発達障害、知的障害、精神障害のある利用者の困難さを理解し、状況に応じて、適切な対応をするためのポイントを記載した参考書である。 http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf
10	(2)④	シャンプー等には、頭・体等の表示があると良い。	—	—	—
11	(2)⑤	夜間に停電が生じたときに、聞こえない人や目が見えない人に伝達する工夫を考慮する必要がある。	—	p.11	「車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際は、より早く情報伝達や、 <u>停電</u> ・非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。また、 <u>障害者</u> や <u>外国人</u> 等が宿泊する際には、その客室位置について、従業員が十分に把握しておくことも必要である。」と下線部の記述を追加した。
12	(2)⑤	視覚障害者が宿泊をする際、エレベーターから出るだけ近い部屋をとるなどの配慮をしてもらいたい。	—	p.11	「視覚障害者が同伴者なく宿泊する際等には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。」と既に記述している。
13	(2)⑤	客室の備品は、ホテルによって内容や置き場所が違い、視覚障害者は困っている。	—	—	「視覚障害者が <u>同伴者なく</u> 宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、 <u>鍵の使い方(カードキーの裏表等)</u> 、 <u>照明</u> や <u>空調</u> のスイッチ・リモコン等の位置・ <u>使い方</u> 、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮があることが望ましい。」と留意点に下線部の記述を追加した。
14	(2)⑤	一般客室内の備品(例えば電気、エアコン、テレビ等の操作ボタン、トイレ、お風呂内の操作、シャンプー等の備品、室内電話等)について、視覚障害者でも利用しやすいよう操作方法を伝えてほしい。	—	p.11	—
15	(2)⑤	情報提供とコミュニケーションについて記述を充実すべき。	p.14	p.11~12	案内・誘導等に必要な人的配置や情報提供等の方法について、利用対象者ごとに再整理を行った。
16	(2)⑤	聴覚障害だけでなく知的障害者・発達障害者においてもコミュニケーションボードを置き、絵記号等を指差しする様式をベースとして情報を簡略化し解りやすくするとよい。文字等の情報が多いと整理が困難となり不安になる。出来るだけ長文は避け、記号化もしくは短文で表示するとよい。	—	p.12	知的障害者・発達障害者に対応してコミュニケーションボードを準備することが望ましいことについて記述を追加したほか、留意点として「知的障害者、発達障害者は、文字が多いと情報の整理が困難となり不安になるため、コミュニケーション支援ボード等を用いて、絵記号等を指差しすることを基本とし、文字で示す場合には長文は避け、短文とすることが望ましい。」と記述を追加した。
17	(2)⑥	聴覚障害者が客室の水廻りにいる場合に非常事態を知らせる方法はどのように考えているのか。	p.14	p.13	「浴室にも情報を伝えることを想定し、室内信号装置の受信機器として点滅する室内照明や防水型の受信機器等を準備することも考えられる。」と記述を追加したほか、浴室等に設置された室内信号装置の設計例を紹介した。
18	(2)⑥	タブレット端末は視覚障害の方には使いづらいことを明示すべき。	—	p.14	留意点に「視覚障害者には、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。」と記述を追加した。

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対 応 (案)
19	(2)⑥	設置又は貸し出す備品には無限の可能性があり、その備品との連携を配慮した具体的な建築物の整備が必要と考える。	p.14・15	p.16～18	貸し出し備品の例を利用場所毎に利用者・利用目的が分かるよう、リストに再整理した。
20	(2)⑥	誰が使うのかを明確にした備品リストを作成してほしい。			
21	(2)⑦	宿泊施設が無人化へ進むことを見越ならば、夜間(無人時)、停電時の避難のことを運営者にどう対応するか、対策を立てることを促す(必須項目にする)必要がある。	p.18	p.19	「マニュアル等の作成においては、従業員の数が少ない夜間に停電・災害が発生した場合や宿泊客の避難誘導、避難支援が必要な場合に、出勤が可能な従業員リストや緊急連絡体制表等を作成する等、対応方法を予め検討することが望ましい。」 「従業員(職員)だけでは避難支援が困難な場合もあることから、 <u>中央管理室又は防災センターの要員や自衛消防組織と連携することや、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等</u> が望ましい。」と記述を追加した。
22	(2)⑧	宿泊の予約時に必要な支援や配慮を聞くシステムや対応可能なことの提示、代替措置の視点があるとよい。(すべてが対応可能とは限らない為)	p.16	p.20～23	「高齢者、障害者等の予約時には、どのような配慮を必要とするか確認するほか、どのような備品の貸し出しや人的対応が可能か(あるいは難しいか)等について説明・提案することが望ましい。」と記述を追加した。また、「バリアフリー対応の情報提供項目の例」では、予約時の事前情報や予約手段の選択肢、サービスの可否等についても例示した。
23	(4)表	聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示(耳マーク等)に、手話マーク、筆談マークを追記すべき。	—	p.27	計画・設計のポイントの表にある人的対応チェックポイントに「聴覚障害者のための筆談等の支援に関する表示は配備されているか」と既に記述している。 また、手話マーク・筆談マークの表示については事例紹介を掲載する。 (ホテル又は旅館における、手話マーク・筆談マークの設置事例提供をろうあ連盟に依頼)
24	(5)③	インターホンに点字を併記するもしくは音声または音でインターホンの存在を示すことが望ましい。	—	p.29	「インターホン等の音声等による案内設備には点字表示を設ける。」と記述を追加した。
25	(5)③	有人カウンターや案内カウンターを見つけやすいロゴマーク等の工夫があるとよい。(全国で共通している物:場所によって表示マークが異なると解らなくなり不安となる為。)	—	p.29 p.35	「フロント等の動線の要所には、高齢者、障害者等の見やすい位置に表示板を設ける。」と記述を追加した。 案内表示として、「表示板等は、大きめの文字を用いる、図記号等を併記する、同一施設内・同一施設間の統一を図る等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする」と記述を追加した。
26	(5)③	公道からホテルの出入り口、フロントまで視覚障害者誘導用ブロックを敷設していただきたい。	—	p.30	「道等から、フロント又は点字・音声等による案内設備に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。」と既に記述している。

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対 応 (案)
27	(5)③	全盲者だけではなくロービジョン者も歩く指標としているため、点字ブロックは床面・歩道と同系色ではない、コントラストに配慮したブロック(主に黄色)を敷設していただきたい。(設計例や、事例紹介に掲載するものも同様)	—	p.30	「視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とし、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。」と記述を追加した。
28	(5)④	エレベーターホールや廊下は弱視者にも見やすいよう、輝度(コントラスト)に配慮していただきたい。	—	p.31	「床及び壁の仕上げ材料は、床面と壁面の境界部分の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その境界を容易に識別できるものとする」ことが望ましい。」と記述を追加した。
29	(5)⑥	エレベーターが数基ある場合はどのエレベーターが到着したのかわかるよう音での案内をしていただきたい。 エレベーターの着床階がわかるよう、かご内の音声内をしていただきたい。 かごの操作ボタンは点字、音声、文字(浮き出る文字)などで解り安く配慮していただきたい。浮き出る文字は、文字として認識しやすい明瞭な表記が望ましい。	—	p.32	エレベーターの設備については、他の施設にも共通の内容であり、設計標準に記述している。(追補版では、「建築設計標準 第2部 第2章 2.6 エレベーター・エスカレーターを参照。）」としている。
30	(5)⑥	説明用のマークと同一マークで、エレベーターを降りてからの客室の配置の表示等があるとよい。	—	p.32 p.35	「エレベーターホール等の動線の要所には、高齢者、障害者等の見やすい位置に表示板を設ける。」と記述を追加した。 案内表示として、「表示板等は、大きめの文字を用いる、図記号等を併記する、同一施設内・同一施設間の統一を図る等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする」と記述を追加した。
31	(5)⑦	共有スペースにおいては男女共有個室トイレの設置があるとよい。	—	p.32	「異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。」と記述を追加した。
32	(6)	エレベーターが使えない状況でどのように車椅子使用者を避難させるかについて記載すべき。	—	p.37	「避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車椅子使用者用客室の設けられた階には、防火戸等を通じた先に、一時的な安全を確保するための一時待避スペース(他の部分と防火区画された非常用エレベーターの乗降ロビー、付室、避難バルコニー等)を設けることが望ましい。」と既に記述している。
33	(6)	車椅子利用の方が複数(多数)いる場合の火災・災害時の避難対応についても、事例・考え方等の記載を検討すべき。	—	p.37	

	委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対応(案)
2.1客室の設計標準				
(1)車椅子使用者用客室に関するご意見				
34	—	—	p.40	建築物移動等円滑化基準チェックリストを既に記述している。(さらに法令上の適合義務基準には下線をつけた。)
35	②	p.12	p.45	地方自治体が策定する条例の規定を拘束することはできないが、一般的な出入口の有効幅員の測定方法について今回の改正で追加し、既に記述している。
36	④	p.4	p.45	実例調査を踏まえて「ベッド高さは、マットレス上面で45～50cm程度とする。」と記述を修正した。
37	⑦	—	p.50	<設計例>として掲載されている紙巻き器兼用の手すりにの写像是削除する。
38	図	p.4 p.6	p.49 p.51 p.56	資料1-3 p.49,p51「全体計画や客室タイプ等により、やむを得ず、140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、車椅子使用者の直進及び後進により浴槽や入浴用椅子等に移乗できる位置に、幅80cm×奥行き120cm以上のスペースを設ける。」 資料1-3 p.56「出入口前の主要な通路においては、客室の間取りや、便所・浴室等の出入り方向(通路からの直進、90°方向転換等)を考慮した上で、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、十分な有効幅員を確保する必要がある。」と記述を追加及び変更した。 以上の配慮がなされたうえで、やむを得ない場合は構わないが、施設の規模や特徴、制約条件等を考慮して、施設管理者・設計者等が十分に検討し、総合的に計画すべきである。
39	図	p.5	p.55	車椅子使用者用客室2・3のモデル例は修正を行い、客室出入口の取っ手側に袖壁を設けて、「車椅子使用者が接近スペースがあることが望ましい。」と図示した。
40	図			車椅子使用者用客室(特にシングルルーム)には戸の袖壁が必要である。
41	図	p.5	p.55	例示した間取りの客室面積や間口・奥行き寸法を記述すると、確認審査等の段階で、誤解を生む可能性があること、また、応接セットや収納の大きさ等の個々の諸条件に応じた設計の自由度を優先すべきであることから、設計標準では面積や壁寸法表示は明記しないこととする。
42	図			また設計事例集に掲載する客室プランには、室面積や壁寸法を明記し、紹介することとする。(掲載許可を得たもののみ)
43	図	p.5	p.55	車椅子使用者用客室1を引き戸を用いた例に変更した。

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対応(案)
44	図	左上・中上の浴室等の幅:270・280cmの明確な差がない。	p.6	p.56	浴室等の幅:270・280cm程度は、280cm程度に統一した上で、浴槽の幅寸法は製品によって異なるため、浴室等の内法寸法は、浴槽部分を除いた寸法を示した。
45	図	外国人等の入る大きさな車椅子に対応するためには、左上の図の浴室等の長辺は270→280cmはあってよい。			
46	図	右上の図の浴室等:160×220cmは、一人使用想定でも160×240cmは必要である。	p.6	p.56	右上の図の浴室等:160×220cm程度は、160×240cm程度に修正した上で、浴槽の幅寸法は製品によって異なるため、浴室等の内法寸法は、浴槽部分を除いた寸法を示した。
47	図	左上から2段目のシャワー室の幅:280cmというのは必要か。現実性に乏しい。	p.6	p.56	シャワー室の幅:280cm程度は、220～230cm程度に見直した。
48	図	ビジネスホテルに数室設置する場合には、客室数確保のために、極小サイズ・同一デザインになることが予想されるが、色々なバリエーションになれば障害者の方もコストやサイズで選べる自由がでてくる。同じサイズ、同じデザインばかりにならないように促す最低水準を明確に記載していくことが必要である。	p.6	p.56	様々な浴室等のバリエーション図を更新した。 また、洗い場付浴室タイプやシャワー室タイプを追加した。
49	図	脱衣室があるタイプ(風呂、トイレ別)の場合の例も1例くらいあってもよい。			
50	図	浴室の水栓の位置は適切か。洗い場があるならば、水栓の位置は、洗い場側に寄せるべきではないか。	p.6	p.57	図のシャワーヘッドの位置を下げ、「洗い場なし・浴槽のみの場合のシャワー、水栓金具の位置を示す。」という解説を追加した。
51	図	車椅子利用者の手の届きにくいところにシャワーがあることと、シャワーヘッドの位置が高いことに違和感がある。			

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対応(案)
(2)一般客室					
52	—	一般客室へのハードルが少し高く、実現性を見据えつつ、見直しを検討すべき。	p.7	p.59 p.60	一般客室のバリアフリー化を促進するために、「一人でも多くの高齢者、障害者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備に取り組むことが望ましい。」と記述している。 平成29年3月の建築設計標準改正時に一般客室のバリアフリー対応の水準として便所・浴室等の出入口有効幅員「原則として有効幅員80cm以上」を明記したが、すべての客室に求めるには、「有効幅員80cm以上」は厳しすぎることから、結果的に一向に対応されていない状況にある。 このため、現実的な対応性と望ましい水準の兼ね合いより、現実的な有効幅員として「原則として有効幅員75cm以上」を第2回検討会において提案した。
53	—	一般客室の水準を上げ、車椅子使用者が利用できる客室数を誘導基準の客室数まで上げるために何をすればよいかを考えるべき。			高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を増やしていくために、一般客室のバリアフリー対応の水準を示し、広く周知、普及啓発していくことで、促進していくこととする。 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の設置目標については、継続的な課題として引き続き検討を行うものの、東京都において、全ての一般客室をバリアフリー化する条例の検討が進められているなかで、国がその目標値を示すことにより、都のほか、自治体における全ての一般客室をバリアフリー化する条例の整備を阻害し兼ねないことから、今回の改正においては目標値を示さないこととする。 また、第2回検討会において東京都より条例改正に向けた動向について報告があったことも踏まえ、地方自治体による一般客室のバリアフリー化を推進するために「地方公共団体が、バリアフリー法第14条3項に基づく条例(地方条例)において、一般客室を対象に、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の構造等の基準等)を付加し、基準強化を図ることも考えられる。」という記述を追加した。
54	—	車椅子使用者用客室1%義務化とあわせ、高齢者、障害者等に配慮した一般客室の数値目標は10%は必要である。	p.7	p.59	
55	①	主要な通路の有効幅員は「100cm以上」ではなく「90cm以上」とすべき。			「客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路には、車椅子使用者の利用に支障のないよう、必要な有効幅員を確保する。なお、便所・浴室等の出入口(原則、有効幅員75cm以上)に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、100cm以上とする。」と記述を追加した。 なお、便所・浴室等の出入口の有効幅員75cm以上は、こぎ手の大きさも考慮して、JIS規格に基づく車椅子の全幅の最大寸法70cmでも対応できる幅員である。
56	④⑤	出入口の有効幅員は、最低水準かつ実用的な寸法基準を示すべき。(外国の方の車椅子の幅は大きい)			
57	①	主要な通路の有効幅員について、「有効幅員75cmの出入口に至る直角路の幅については、車椅子のこぎ手の大きさの余裕も含めて、100cm確保されれば移動可能である。」と明記すべき。	p.7	p.59	

		委員のご意見及び追加意見(概要)	資料1-1	資料1-3	対応(案)
58	①	視覚障害者は、慣れない室内の移動は壁、柱、机などの角に衝突してしまいやすいので、丸みをつけたり、カバーを付けるなどの配慮をしていただきたい	—	p.59	「壁面からの突出物を極力避け、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等は、面取りをする、保護材を設ける等危険防止に配慮することが望ましい。」と記述を追加する。
59	①	室内のテーブルや突起物に対しては保護シートを張り接触時や転倒の際にけがのないように配慮が必要である。	—	p.61	
60	⑤	シャワー等に関しては温度調節や水量が調節できるものが望ましい。一般利用においても使用中に急に温度変化がある場合があるので注意の表記等の配慮が必要である。	—	p.61	「浴槽及びシャワーの水栓金具は、サーモスタット(自動温度調節器)付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。サーモスタット(自動温度調節器)には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。洗面器等の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。」と既に記述している。
61	図	浴室寸法の記載があるとわかりやすい。	p.7	p.62	例示した浴室の寸法を記述すると、確認審査等の段階で、誤解を生む可能性があること、また個々の諸条件に応じた設計の自由度を優先すべきであることから、設計標準では寸法表示は明記しないこととする。また設計事例集に掲載する客室プランには、室面積や壁寸法を明記し、紹介することとする。(掲載許可を得たもののみ)
(3)案内表示、情報伝達設備に関するご意見					
62	①	客室扉の輝度(コントラスト)は弱視者にも見やすいように配慮していただきたい。	—	p.63	「室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。」と既に記述している。
63	①	<設計例>浮き彫りによる至番号表示について、扉と文字が同系色だと弱視者が認識しづらいため、コントラストに配慮した例を掲載していただきたい	—	p.63	<設計例>について、コントラストに配慮した事例に差し替えた。
2. 2改善・改修のポイント					
(1)車椅子使用者用客室に関するご意見					
64	図	シングルルーム2室を車椅子使用者用客室1室に改修する例も提示して欲しい。	p.9	p.67	ツインルームの一般客室2室を車椅子使用者用客室1室(ツインルーム(トリプル可))に改修する例を追加した。(改善例3を参照。)
65	図	浴槽を設置しなければ、空間の自由度が上がるが、(旅館の場合など)大浴場の利用は想定しないのか。	p.10	p.68	大浴場を持つ旅館の一般客室(和室)を車椅子使用者用客室1室(洋室とし、シャワー室等を設置)に改修する例を追加した。(改善例4を参照。)